

株式取扱規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条

当会社の株式及び新株予約権に関する取扱い並びに手数料、株主の権利行使に際しての手續等については、定款の規定に基づき、本規程の定めるところによるほか、振替機関である株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）並びに口座管理機関である証券会社及び信託銀行等（以下「証券会社等」という。）の定めるところによる。

- 2 当会社及び当会社が指定した信託銀行との間で締結した契約に基づき開設された特別口座の取扱い及び手数料、株主の権利行使に際しての手續等は、本規程の定めるところによるほか、当該信託銀行の定めるところによる。

(株主名簿管理人)

第2条

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
同事務取扱場所	東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

(請求又は届出)

第3条

本規程による請求又は届出は、当会社の定める書式によるものとする。ただし、当該請求又は届出が証券会社等及び機構を経由して行われる場合並びに第18条第1項に定める場合は、この限りでない。

- 2 前項の請求又は届出について、代理人より行う場合は代理権を証明する書面を、保佐人又は補助人の同意を要する場合は同意を証明する書面を、提出しなければならない。
- 3 当会社は、第1項の請求又は届出が証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を経由して行われた場合には、当該請求又は届出が株主からなされたものとみなして取扱うことができるものとする。
- 4 当会社は、第1項の請求又は届出をした者に対し、その者が株主又は代理人であることを証明する資料の提出を求めることができるものとする。
- 5 当会社は、前項に定める資料の提出を求めた場合、その提出がない限り、第1項の請求又は届出を受理しない。

第2章 株主名簿への記載又は記録等

(株主名簿への記載又は記録)

第4条

当会社は、機構より受領する総株主通知に基づき株主名簿への記載又は記録を行う。

- 2 当社は、株主名簿に記載又は記録される者（以下「株主等」という。）の住所の変更の通知その他株主名簿記載事項の変更に関する通知を受領した場合には、当該通知に基づき株主名簿への記載又は記録を変更する。
- 3 前2項のほか、新株の発行その他法令に定める場合は、株主名簿への記載又は記録を行う。

（株主名簿に使用する文字等）

第5条 当社の株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記載又は記録するものとする。

（新株予約権原簿への記載又は記録等）

第6条 新株予約権原簿への記載又は記録、新株予約権に係る質権の登録、移転又は抹消、信託財産の表示又は抹消の請求は、株主名簿管理人に対して行うものとする。

- 2 前項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別途定めることができる。

第3章 諸 届

（株主等の住所及び氏名又は名称の届出）

第7条 株主等は、住所及び氏名又は名称を当社に届け出なければならない。

- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（外国居住株主等の届出）

第8条 外国に居住する株主等は、日本国内に常任代理人を選任するか又は通知を受ける場所を定めて、これを届け出なければならない。

- 2 常任代理人は、前条第1項の株主等に含まれるものとする。
- 3 第1項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（法人の代表者）

第9条 株主等が法人である場合は、その代表者1名の役職名及び氏名を届け出なければならない。

- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を経由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

（共有株式の代表者）

第10条 株式を共有する株主は、その代表者1名を定めてその住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出又は変更は、証券会社等及び機構を經由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(法定代理人)

第11条 親権者又は後見人等の法定代理人がある場合は、法定代理人の住所及び氏名又は名称を届け出なければならない。

- 2 前項の届出、変更又は解除は、証券会社等及び機構を經由して届け出なければならない。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

(その他の届出)

第12条 第7条から前条までに規定する届出のほか、当会社に届出をする場合には、当社が特段の方法を指定しない限り、証券会社等及び機構、もしくは証券会社等を經由して届け出るものとする。ただし、第4条第3項に定める場合はこの限りでない。

- 2 証券会社等で受理又は取り次ぐことができない届出は、株主名簿管理人に対して届け出るものとする。

(新株予約権者の届出事項等)

第13条 当社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及び届出方法については第7条から前条までの規定を準用する。ただし、第6条第2項による別途の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第4章 単元未満株式の買取り

(買取請求の方法)

第14条 単元未満株式の買取りを請求する場合は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を經由して行うものとする。

(買取価格の決定)

第15条 単元未満株式の買取単価は、前条の請求が、第2条に定める株主名簿管理人事務取扱場所に到達した日の大阪証券取引所の開設する市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引が成立しなかった場合は、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

- 2 前項による買取単価に、買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

(買取代金の支払い)

第16条 当社は、前条により算出された買取価格から第19条に定める手数料を差し引いた額(以下「買取代金」という。)を、当社が別途定めた場合を除き、買取価格の決定日の翌日から起算して4営業日目に、買取請求者に支払う。

- 2 前項の場合、買取価格が剰余金の配当、株式の分割等の権利付価格である場合は、基準日までに支払う。

(買取株式の移転)

- 第17条 買取請求を受けた単元未満株式は、前条の規定による買取代金の支払い手続きを完了した日に当会社の口座に振り替えられるものとする。

第5章 少数株主権等の行使方法

(少数株主権等の行使方法)

- 第18条 社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第147条第4項に定める少数株主権等を当会社に対して直接行使する場合は、個別株主通知の申出をしたうえ、記名押印した書面により行うものとする。ただし、外国人は署名をもって記名押印に代えることができる。

- 2 前項の少数株主権等の行使については、第3条第2項、第4項及び第5項を適用するものとする。

第6章 手数料

(手数料)

- 第19条 当会社の株式取扱いに関する手数料は、無料とする。ただし、第14条（買取請求の方法）に基づく株式買取りの請求は、株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額を手数料として請求する。

- 2 株主等が証券会社等又は機構に対して支払う手数料は、株主等の負担とする。

(改 廃)

- 第20条 本規程の改廃は、取締役会の決議による。

附 則

1. 本規程は、平成 9年 2月 25日より実施する。
本規程は、平成 9年 4月 18日より改定する。
本規程は、平成10年 2月 1日より改定する。
本規程は、平成10年 3月 24日より改定する。
本規程は、平成10年 9月 8日より改定する。
本規程は、平成11年10月 1日より改定する。
本規程は、平成12年 2月 14日より改定する。
本規程は、平成12年 5月 15日より改定する。

本規程は、平成13年10月1日より改定する。
本規程は、平成14年8月9日より改定する。
本規程は、平成15年3月17日より改定する。
本規程は、平成16年6月29日より改定する。
本規程は、平成17年8月12日より改定する。
本規程は、平成18年6月9日より改定する。
本規程は、平成18年11月10日より改定する。
本規程は、平成19年4月16日より改定する。
本規程は、平成19年10月15日より改定する。
本規程は、平成21年1月5日より改定する。
本規程は、平成21年8月7日より改定する。
本規程は、平成23年2月1日より改定する。

(別紙)

単元未満株式買取請求に伴う手数料

株式取扱規程第19条に基づく金額（単元未満株式買取請求に伴う手数料）は、以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取った単元未満株式の数で按分した金額とする。

（算式）第15条に定める1株当たりの買取単価に1単元の株式数を乗じた金額のうち

100万円以下の金額につき	1.150%
100万円を超え500万円以下の金額につき	0.900%
500万円を超え1,000万円以下の金額につき	0.700%
1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき	0.575%
3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき	0.375%

（円未満の端数を生じた場合には切り捨てる。）

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。